

社会福祉法人彦根市社会福祉協議会小児難病救済基金見舞金支給要綱

(趣旨)

第1条 社会福祉法人彦根市社会福祉協議会小児難病救済基金設置規程（以下「規程」という。）

第4条および第5条の規定に基づき、見舞金の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 見舞金の支給の対象者は、小児慢性特定疾病医療受給者証（以下「受給者証」という。）

を所持する者で、次の要件をすべて満たしているものとする。

(1) 18歳未満の児童。ただし、18歳到達後であっても受給者証を交付され所持している者は対象とする。

(2) 彦根市内に1年以上住所を有する者。ただし、市内に住所を有する期間が1年未満の者については、児童等の保護者その他児童等を養育する者が1年以上市内に住所を有する場合に限るものとする。

(見舞金の額)

第3条 見舞金の額は、次の各号に掲げる小児慢性特定疾病による医療費の支給認定保護者（児童福祉法(昭和22年法律第164号)第19条の3第7項に規定する医療費支給認定保護者をいう。)の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号。以下「令」という。)第22条第1項第1号に定める者

30,000円

(2) 令第22条第1項第2号に定める者

50,000円

(3) 令第22条第1項第3号に定める者

50,000円

(4) 令第22条第1項第4号に定める者

100,000円

(5) 令第22条第1項第5号に定める者

100,000円

(6) 令第22条第1項第7号に定める者

100,000円

2 この要綱による見舞金の支給は、同一疾病につき1回限りとする。

(申請手続)

第4条 医療費支給認定保護者で、見舞金の支給を受けようとするものは、小児難病救済基金見舞金支給申請書(様式第1号)に必要事項を記入のうえ、小児慢性特定疾病医療受給者証の写しおよび住民票の写しを添えて会長に提出するものとする。

(決定)

第5条 会長は、前条の規定による申請があった場合において、その内容を適当と認めたときは、その支給を決定し、小児難病救済基金見舞金支給決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

付 則

この要綱は、令和元年 7月 1日から施行する。